

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（※１）（法第１１条第２項又は法第１２条第３項）及び軽微な変更に該当していることの証明（※１）（施行規則第１３条）手数料

★建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請手数料及び軽微な変更に該当していることの証明手数料は、下表の額のとおりです。

(一) 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類を提出する場合		
1. 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）（※２）		4,100円
2. 1 以外の建築物（※３）		
(１) 住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		16,700円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		37,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		66,500円
(２) 非住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		13,800円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		22,200円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		66,100円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		104,000円

- ※１ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- また、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- ※２ 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分については、一戸建て住宅の手数料額を適用する。
- ※３ 仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限り、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
- 仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限り、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。
- ※４ 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

(二) (一) 以外の場合		
1. 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）（※２）		
仕様基準又は誘導仕様基準による場合		
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		14,300円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		15,100円
仕様・計算併用法による場合		
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		21,100円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		23,300円
標準計算法による場合		
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		28,300円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		31,500円
2. 1 以外の建築物（※３）		
(１) 住宅部分		
仕様基準又は誘導仕様基準による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		26,800円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		46,500円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		84,800円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		127,000円
仕様・計算併用法による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		42,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		70,500円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		122,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		179,000円
標準計算法による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		56,800円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		94,600円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		161,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		231,000円
(２) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		13,800円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		22,200円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		66,100円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		104,000円
(３) (２) 以外の非住宅部分の場合（※４）		
モデル建物法による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		71,600円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		91,100円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		119,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		193,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		253,000円
標準入力法等による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		186,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		234,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		301,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		430,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		531,000円